

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、専門職大学院に課せられた基本的な使命を踏まえて、会計大学院としての固有の「使命」及び「目的」を設定し、それを個別具体化する形で「教育目標（教育目的）」を設定している。いずれも、今後国の内外で活躍しうる高い能力を持った会計専門職業人の養成を前提としたものであり、意味・内容において具体性と明確性を持って設定されていると判断する。

まず「前文」において、これからの社会の趨勢を見据えた「現職社会人の再教育」の重要性と、実務専門知識に加えて、高い思考力・判断力・実践力の礎となる「論理的思考力・表現力の養成」を重視するという前提を明確に示した。

その上で、本学固有の「使命」について、専門職大学院の基本的使命である「理論と実務の融合」を実現する教育・研究活動により、経済社会の発展に資することであると明示している。さらに「目的」において、本学が具体的にいかなる会計専門職業人を養成していくかを示し、そのための方策を「教育目標（教育目的）」に記している。

【根拠資料】

1-1-1 使命・目的・教育目標

1-1-2 LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則（資料 F-3）

1-1-② 簡潔な文章化

以下に示す通り、前文を含めても 600 字程度の文章量として、簡潔にまとめられている。

LEC 会計大学院の使命・目的・教育目標

前文

知識は時間とともに陳腐化する。社会の変化の速度が上昇するにつれ、陳腐化も加速される。一方、就労期間は長期化する。少子高齢化のもと、就業適齢人口は必然的に減少

する。現在も 65 歳までの就労が社会制度化されようとしているが、健康である限り 75 歳までの就労が要請される時代も遠くはないと推定される。さらに、少子高齢化は必然的に日本市場の縮小をもたらす。グローバルマーケットで活躍するには言語による論理的表現が必須であるが、わが国の論理的言語表現教育は十分とは言い難い。かかる社会背景にあつて、社会人の再教育は必然であり、この要請を最も満たす存在としての大学院の役割は重大である。上記の考慮に基づいて当大学院の使命・目的・教育目標を以下のごとく定める。

【使命】

本学の使命は、理論と実務の融合した良質な教育を提供すること、このための研究を行うこと、もって経済社会の発展に貢献することにある。

【目的】

本学の目的は、経済のグローバル化・情報化に即して内外の会計基準や税務に精通し、かつ職業倫理観を兼ね備え、高度の思考力・判断力・実践力を有する、質の高い会計専門職業人を養成することにある。

【教育目標】

- (1) Up to date な会計知識を修得させ、併せて税法への理解を深めさせる。
- (2) 論理的に考え、論理的に言語をもって表現する能力を修得させる。
- (3) 倫理一般並びに職業倫理に関する基礎知識を修得させる。
- (4) 経営に関する基礎的考え方を修得させる。
- (5) IT リテラシーを向上させる。
- (6) 英語による思考様式の理解と表現力を向上させる。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の大学としての使命・目的・教育目標（教育目的）は、具体的かつ明確に定められ、簡潔に文章化されている状態にある。但し、社会情勢や社会の要求は変化する。こうした変化が生じれば、都度改変を検討する。また、表現の明確性、簡潔性については常時検討を続ける。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の使命・目的・教育目標には、以下の通り個性・特色が明示されていると判断する。

まず一点目は、「理論と実務の融合した良質な教育の提供」を掲げていることである。本学は、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて、特に現職社会人の学修ニーズに応えるため、公認会計士、税理士、弁護士など、現に実務に従事している実務家教員を多数任用している。これらの実務家教員と研究者教員は、通常授業での「共同授業」や、修士論文指導における「集団指導制」によって知識・経験を共有し、本学の特色である「理論と実務の融合」を具現化する取り組みを行っている。また、「このための研究」として、理論と実務の融合した教育を推進するための研究活動を指向している。

二点目は、前文で明記している「社会人の再教育」である。学生の大半が会計・税務の実務に従事して専門職を目指す社会人であり、教員と学生が非常に近い立場にあることから、教員と学生が相互に学び合う作用も生じている。実際に、在学生に占める社会人学生の割合は、会計専門職大学院全体の中でも突出した数値となっている。

三点目は、「論理的思考力・表現力の養成」を重視していることである。専門職が今後の社会で飛躍をとげるために、会計・税務の専門知識に加えて不可欠な能力として、本学の教育課程上、特に重点が置かれているものである。これらの能力は、特に修士論文指導において必須であり、また論文の作成を通じて獲得されるものであることはもちろん、各専門分野の「事例研究」などの双方向型科目をはじめとして、教育課程全体でこれを指向した教育活動が行われている。

【根拠資料】

- 1-2-1 大学院の教員組織（表 F-6）
- 1-2-2 大学案内パンフレット（資料 F-2）
- 1-2-3 授業科目の概要（表 2-5）
- 1-2-4 社会人割合の推移
- 1-2-5 2017 年度シラバス（資料 F-12）

1-2-② 法令への適合

本学の使命・目的・教育目標は、法令に適合したものであると判断する。

まず、本学が使命として定めているのは「理論と実務の融合した良質な教育と研究を行うことにより、経済社会の発展に貢献する」ことである。さらに、会計専門職大学院として、職業倫理観を有し、高度の思考力・判断力・実践力を兼ね備えた「質の高い会計専門職業人」を養成することを目的としている。そのうえで、内外の会計基準や税務について高度な専門知識と最新の知識技術を身につけさせることを具体的な目標としている。

これらは、学校教育法第 83 条が、大学の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開

させること」と定め、「その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」よう義務付けていることと合致している。さらに、専門職大学院設置基準第2条に定める「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という目的にも沿うものとなっている。

1-2-③ 変化への対応

「Ⅱ. 沿革と現況」にも記載した通り、本学は、会計専門職大学院制度創設時の理念に基づき、当初より公認会計士の養成を前提とした制度設計を行ってきた。しかし、その後の社会情勢の変化に伴い、広く会計実務に携わる現職社会人のリカレント教育機関としての機能を果たすことに重きを置いて、使命・目的および教育目標についても、2010（平成22）年及び2013（平成25）年に見直しを行っている。この見直しに伴って、カリキュラム等についても再編成を行い、現在に至るまで、社会人を中心に継続して一定規模の入学を受け入れることができている。このことから、本学の使命・目的・教育目標及びこれに基づく教育・研究の実践が、社会情勢の変遷に適切に対応できていると判断する。

【根拠資料】

- 1-2-6 2010年度第3回研究科委員会議事録
- 1-2-7 2010年度第3回学校経営委員会議事録
- 1-2-8 2013年度第3回研究科委員会議事録
- 1-2-9 2013年度第5回学校経営委員会議事録
- 1-2-10 志願者数・合格者数・入学者数の推移（表2-1）

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的・教育目標（教育目的）には、本学の個性や特色が反映されており、法令にも適合している。既に、様々な変化への対応のために使命・目的・教育目標（教育目的）の見直しを行ってきており、実際に一定規模の学生受け入れに繋がっている。今後修正を行うとすれば、二つの方向性が考えられる。その一は、社会の要請の変化に対応するものである。その二は、会計・税務の分野だけでなく、より広範な社会人の再教育を目指した場合における対応である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員・教職員の理解と支持

1-2-③で述べた通り、現行の「使命・目的・教育目標」は、2013（平成 25）年度に本学の研究科委員会（教授会）での審議を経て、学校経営委員会（理事会）が決定したものであり、役員・教職員の理解と支持を得ていると判断する。特に教職員に対しては、カリキュラムその他の案件の具体的な審議や、毎年のシラバス作成に際して「使命・目的・教育目標」との整合性を求めることなどにより随時確認されている。

【根拠資料】

1-3-1 2017 年度シラバス作成依頼

1-3-② 学内外への周知

本学の「使命・目的・教育目標」は、本学ウェブサイト、大学案内パンフレットに掲載し、広く社会に対して明らかにしている。また、在学生への周知のためには、履修指導要項などに明記して履修オリエンテーションでの説明を行っているほか、学内主要箇所へのポスター掲示も行っており、学内外に対し必要な周知がなされていると判断する。

【根拠資料】

1-3-2 大学案内パンフレット（資料 F-2）

1-3-3 本学ウェブサイト 使命・目的・教育目標

1-3-4 履修指導要項（資料 F-12）

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

2013（平成 25）年度に「使命・目的・教育目標」を改訂した際、これに合わせて、「3 つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）」についても見直しあるいは新規策定を行っている。この「3 つの方針」を踏まえて、翌 2014（平成 26）年度から 3 年間の「中期事業計画」を策定しており、事業計画の内容にも、「使命・目的・教育目標」および「3 つの方針」が反映されている。今般策定した 2017（平成 29）年度からの中期事業計画も、これを踏襲したものとなっており、中長期的な計画及び「3 つの方針」等への適切な反映がなされていると判断する。

【根拠資料】

1-3-5 2013 年度第 11 回研究科委員会議事録

1-3-6 LEC 会計大学院中期事業計画（資料 F-6）

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は、理論と実務の融合した良質な教育を提供し、このための研究を行い、もって経済社会の発展に貢献するという使命に沿い、内外の会計基準や税務に精通し、かつ職業倫理観を兼ね備え、高度の思考力・判断力・実践力を有する、質の高い会計専門職業人を養成するという目的を達するために、高度専門職研究科会計専門職専攻(専門職学位課程)を設置している。

同課程には法令に則して必要な教員組織及び教育課程を整備しており、使命・目的及び教育目標との整合性の取れた教育研究組織が置かれていると判断する。

【根拠資料】

1-3-7 学部・研究科構成 (表 F-3)

(3) 1-3の改善・向上方策 (将来計画)

現行の「使命・目的・教育目標」は、本学の研究科委員会(教授会)での審議を経て、学校経営委員会(理事会)が決定したものであり、役員・教職員の理解と支持を得ている。また、学内外への周知や、中期事業計画及び3つの方針への反映も適切になされており、「使命・目的・教育目標」に即して1研究科(大学院高度専門職研究科)が置かれている。現状、問題とすべき点はないが、今後の「使命・目的・教育目標」の変更に際しては、この状態が維持されるよう留意する必要がある。また、1-2の「改善・向上方策(将来計画)」で示したように、本学の目的がより広範になった場合は見直しを行う。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目標は、2013(平成25)年度に改訂が行われ、それ以前に比してより具体的・現実的なものとなっている。改訂後の使命及び目的は、本学が専門職大学院制度の趣旨に沿い、かつ、社会情勢の変化にも的確に対応する専門教育機関として、独自の方向性のもとに行動していく意思を明確にしたものであり、これらは教育目標の各項目において具体化されている。使命・目的及び教育目標は、法令に定める大学及び専門職大学院一般の目的・使命にも適うものとなっており、学則上も明確に規定され、ウェブサイト、パンフレット、履修指導要項、学生募集要項、学内掲示等を通じて広く内外に周知されている。

この使命・目的及び教育目標は、学内の教職員の議論に基づいて決定されたものであるが、今後もこれまで同様、内外の関係者への理解を促し、社会環境の変化を見据えて、必要に応じて見直しの手続きをとっていく。